

お知らせ（薬）013

平成28年9月16日

医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するマスターの廃止年月日は平成28年9月30日であることから、平成28年10月診療分の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

記

- 1 平成28年3月4日付け厚生労働省告示第51号及び平成28年5月24日付け同第229号に基づく経過措置医薬品の廃止（別表1）
- 2 平成28年6月13日付け「お知らせ（薬）009」に基づく商品名医薬品の廃止（別表2）